

第1号様式（第9条関係）

書 調 し 直 見 例 条

		作成年度	令和 6 年度	次回見直し予定	令和 11 年度
条 例 名		神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例			
条 例 番 号		平成 25 年神奈川県条例第 96 号	法 規 集	第 10 編第 4 章	
所 管 室 課		環境農政局脱炭素戦略本部室			
条 例 の 概 要		再生可能エネルギーの導入等の促進について、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。			
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	本条例は、再生可能エネルギーの導入等の促進について、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の基本となる事項について定めたものであり、将来にわたり安全で安心して利用することができるエネルギーを安定的に確保するため、さらに、脱炭素社会の実現を目指していくためには、引き続き再生可能エネルギーの導入等の促進を図る必要があることから、現在においても必要な条例である。			
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	条例第 7 条第 1 項に基づき、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 26 年 4 月に「かながわスマートエネルギー計画」を策定した。その後、県の脱炭素の取組を総合的かつ効果的に推進し、取組の全体像を県民や事業者の皆様へ分かりやすく示すため、令和 6 年 3 月に同計画を「神奈川県地球温暖化対策計画」に統合し、当該計画を条例第 7 条第 1 項に基づく計画として位置付けた。これらの計画により、県民及び事業者等による導入の促進が図られており、有効に機能している。			
討	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	令和 5 年度までの「かながわスマートエネルギー計画」及び令和 6 年度以降の「神奈川県地球温暖化対策計画」において、施策の方向性を総合的に定め、当該計画に基づき施策を推進している。 また、当該計画の進行管理として、毎年度、施策の実施に関する指標の達成状況を把握した上で、改善すべき施策等を整理することとしており、効率的に推進している。			

	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は「新かながわグランドデザイン 基本構想」の「政策分野別の基本方向」中の「(4) 環境・エネルギー」に位置付けられていることから、県政の基本方針に適合している。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の基本となる事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
	その他		
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。	理 由 等	
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	